

## 小中学生向け受動喫煙対策リーフレット作成業務委託 プロポーザル募集要領

### 1 目的

より実効性のある受動喫煙対策の推進に向け、健康影響の大きい小中学生のいる世帯に対して、受動喫煙による健康影響や対策を効果的に周知するため、学校配付向けに特化した内容のリーフレットを作成する。

なお、読み手は学生及び保護者であり、クイズや漫画形式にするなど、配布対象ごとの興味・理解度に適したデザインにすることで、子どもが興味を持ち、かつ、わかりやすい工夫をすること。

### 2 委託業務の概要

- (1) 業務名 小中学生向け受動喫煙対策リーフレット作成業務委託
- (2) 業務内容 別紙『仕様書』のとおり
- (3) 契約期間 契約締結翌日から令和6年3月8日（金）
- (4) 履行場所 千葉市中央区千葉港1番1号  
（千葉市保健福祉局健康福祉部健康推進課受動喫煙対策室）
- (5) 委託料 2, 210, 311円（消費税込み）を上限とする。
- (6) 支払条件 完了後、一括払い

### 3 参加資格要件

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しない者。なお、選定結果通知後においても契約締結までの間に資格要件を満たさなくなった場合は、応募資格及び契約交渉権を取り消します。

- (1) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
- (2) 対象業務の選定結果通知日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者
- (5) 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
- (6) 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していない者
- (7) 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていない者
- (8) 令和4・5年度千葉市委託入札参加資格者名簿に登録されていない者
- (9) 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を、対象業務の企画提案書提出期限の日から選定結果通知日までの間に受けている者
- (10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）であること。
- (11) その代表者等（法人にあつては、その役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その団体にあつてはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である法人であること。

### 4 企画提案の手続き等

- (1) スケジュール
  - ① 事業者募集の開始 令和5年11月17日（金）
  - ② 質問の期限 令和5年11月24日（金）午後5時まで
  - ③ 質問への回答期限 令和5年11月27日（月）午後5時まで

- ④ 参加資格確認申請の期限 令和5年12月4日（月）午後5時まで
- ⑤ 参加資格確認結果の通知 令和5年12月6日（水）
- ⑥ 企画提案書の提出期限 令和5年12月15日（金）午後5時まで
- ⑦ 選定結果通知 令和5年12月22日（金）
- ⑧ 契約締結 令和5年12月下旬（予定）

(2) 質問の提出方法等

本募集要領及び仕様書等の内容について不明な点がある場合は、下記の条件で質問を受け付ける。

- ① 質問受付期間 令和5年11月24日（金）午後5時まで受付
- ② 質問方法 指定の様式で質問書を電子メールで提出すること。  
([judokitsuentaisaku-s@city.chiba.lg.jp](mailto:judokitsuentaisaku-s@city.chiba.lg.jp))  
なお、電話・口頭及び期限後の質問は一切受け付けない。
- ③ 回答方法 受け付けた質問に対する回答は、令和5年11月27日（月）午後5時までの間に、随時、千葉市ホームページ上に掲出する。

(3) 参加資格確認申請

本企画提案に参加を希望する者は、下記により必要書類を提出すること。

- ① 提出期間 令和5年12月4日（月）午後5時まで（閉庁日は除く。郵送の場合は必着）  
※厳守
- ② 提出方法 郵送又は持参  
郵送の場合は書留郵便とし、封筒表面に「学校配付用受動喫煙対策リーフレットプロポーザル参加申込書在中」と朱書きすること。
- ③ 提出先 千葉市保健福祉局健康福祉部健康推進課受動喫煙対策室  
〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1（高層棟5階）  
※ 事故等による提出書類の未着については、市は一切の責任を負わない。
- ④ 提出書類  
ア 企画提案参加申込書 1部  
イ 会社案内（パンフレット等） 1部  
ウ 誓約書（参加要件該当） 1部
- ⑤ 作成様式 ア、ウについては、指定の様式を使用すること。
- ⑥ 参加資格確認結果の通知  
上記により提出を受けた書類に基づき参加資格の確認を行い、参加資格有りの場合は、11月28日（火）までに電子メールで通知する。

(4) 企画提案の提出

- ① 提出物 ア 企画提案書A 4 6部  
※うち、5部には提案者の名称が特定できないように、会社名を入れずに作成すること（本文含む）  
(ア) 学校配付用受動喫煙対策リーフレットのデザイン案（8面分）  
(イ) デザイン案のコンセプト、子どもでも興味を持ち、かつ、わかりやすい表現の工夫  
(ウ) 本委託の実施体制  
イ 業務経費見積書 6部  
見積は「一式」ではなく、可能な限り詳細な内訳をご記載ください。  
※うち、5部には提案者の名称が特定できないように、会社名を入れずに作成すること（本文含む）  
ウ 会社案内（パンフレット等） 6部
- ② 提出方法 持参
- ③ 作成様式 ア、イ、ウについては、様式を問わない。  
提出期限 令和5年12月15日（金）午後5時まで受付

- ④ 提出場所 千葉市保健福祉局健康福祉部健康推進課受動喫煙対策室  
千葉市中央区千葉港1-1（高層棟5階）
- ⑤ その他
  - ・提出するリーフレットのデザイン案は未発表のものとする。
  - ・提出のあった資料は返却しない。

## 5 事業者の選定

### (1) 選定主旨

企画提案内容を総合的に勘案し、最も優れた者を審査委員会にて選定し、委託契約予定者として決定する。

### (2) 選定方法

① 企画提案書の記載内容により、下記の評価項目について採点し、得点が最も多かったものを選定する。なお、最多得点の提案が複数あった場合は、委員長の評価が高いものを選定する。また、企画提案書等を提出した者が1者であっても、原則として審査を行う。

#### ② 最低評価基準点

50点満点中30点以上の場合、採用とする。

③ 審査結果は、別途文書で通知する。ただし、審査結果に関する異議の申し立ては受け付けない。

### (3) 審査基準

評価項目

ア	それぞれの啓発対象の年齢を考慮し、理解しやすく、興味・関心をひくデザインや適切な言葉・表現となっているか。
イ	受動喫煙による子ども自身への健康影響及び体を守るための対策が理解できる構成となっているか。
ウ	受動喫煙対策の必要性及び重要性を伝えられる構成となっているか。
エ	レイアウトやフォント・画像などのバランス・構成に独自の工夫がみられるか。
オ	業務の実施体制は整っているか。
カ	見積りの金額は妥当であるか。

## 6 契約

(1) 5により選定された者を、事業の委託契約予定者とする。

(2) 契約に当たっては、選定された企画提案内容をもとに、細部について千葉市と協議を行うこと。なお、協議の結果、企画案の一部が変更となる場合がある。

## 7 企画提案の無効に関する事項（不適格事項）

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- (1) 見積額が2（5）に記載する委託料を超過した場合
- (2) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載や、重要な誤脱があった場合
- (4) 審査の公平を害する行為があった場合
- (5) 委託業務を遂行するに当たり、著しい問題があると市が判断した場合
- (6) その他、企画提案に当たり著しく信義に反する行為等があった場合

## 8 その他

- (1) 企画提案及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案に要する費用は、すべて参加者の負担とする。

9 その他業務遂行上の留意点

- (1) この業務の再委託は、原則として認めない。
- (2) その他、業務遂行上発生した問題等については、受託者と千葉市で協議の上、対応を決定することとする。